

医療系サービスの
位置付け方について

第三章 運営に関する基準

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条

十九 介護支援専門員は、利用者が**訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合**には、**利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。**

十九の二 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、**当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付**しなければならない。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。



【手順の再確認】

- 1、【訪問看護・通所リハビリ】等の医療サービスの利用を希望する場合は、最初に**主治の医師に意見を求めてください。**※**利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。**
- 2、ケアプランには、当該医療サービスに係る主治の医師の指示がある場合に限り位置付けるとともに、医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重して行う。

※主治医の医師に意見を聞く前に、医療系サービスを位置付けたり、提供回数・頻度を決めている事象が見受けられていますので、居宅介護支援の具体的取扱方針をいま一度ご確認ください。